

○白鷹町医療給付事業に関する条例施行規則

昭和48年9月30日

規則第18号

改正 昭和63年11月10日規則第8号

平成4年7月1日規則第8号

平成8年7月1日規則第8号

平成11年3月25日規則第7号

平成13年1月25日規則第2号

平成19年6月25日規則第24号

平成20年6月25日規則第15号

平成21年6月25日規則第9号

平成22年6月25日規則第8号

平成25年3月25日規則第15号

平成25年9月25日規則第26号

平成27年12月25日規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、白鷹町医療給付事業に関する条例(昭和48年条例第32号。以下「条例」という。)第8条の規定により、必要な事項を定めることを目的とする。

(医療証の申請及び交付)

第2条 条例第2条に規定する者又はその親権者、後見人及びその他の者で現に監護する者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 重度心身障がい(児)者医療 重度心身障がい(児)者医療証交付申請書(様式第1号)

(2) 子育て支援医療 子育て支援医療証交付申請書(兼しらたか元気っ子医療証交付申請書)(様式第2号)

(3) ひとり親家庭等医療 ひとり親家庭等医療証交付申請書(様式第3号)

2 町長は、前項に規定する申請により対象者であることを確認したときは、次に

掲げる区分に応じ、当該各号に定める医療証を交付するものとする。

- (1) 重度心身障がい（児）者医療 重度心身障がい（児）者医療証（様式第4号、第4号の2、第4号の3、第4号の4）
- (2) 子育て支援医療 子育て支援医療証（様式第5号）
- (3) ひとり親家庭等医療 ひとり親家庭等医療証（様式第6号）

3 町長は、毎年一定の期日を定め、各医療証の検認又は更新をするものとする。

（医療費の確認）

第3条 医療費の確認については、次によるものとする。

- (1) 療養の給付にかかわるもの

医療機関が発行した診療報酬明細書、請求書又は山形県国民健康保険団体連合会が作成した連名簿

- (2) 療養費の給付にかかわるもの

医療機関等が発行した領収書。ただし、給付を母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定による費用徴収額に充当する場合はこの限りでない。

（医療費の支払）

第4条 町長は、前条の規定により、医療費を確認したときは、決定額を次の者に支払うものとする。

- (1) 療養の給付

山形県内の医療機関

- (2) 療養費の支給

当該療養費の請求者。ただし、給付を母子保健法第21条の4の規定による費用徴収額に充当する場合はこの限りでない。

（しらたか元気っ子事業）

第5条 条例第4条に規定する支給額のうち、しらたか元気っ子事業として町が負担する金額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例別表第1第1項に規定する者のうち前年の所得（1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下この条において同じ。）について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。

以下この条において同じ。)に扶養されている者 外来及び入院療養に係る一部負担金

(2) 条例別表第1第2項に規定する者のうち小学校4年生から中学校3年生までの間の年齢にある者 外来療養に係る一部負担金

(3) 前号に規定する者のうち前年の所得について所得税が課された者に扶養されている者 外来療養及び入院療養に係る一部負担金

(4) 条例別表第1第2項に規定する者のうち3歳から小学校3年生までの間の年齢にある第1子及び第2子であって、前年の所得について所得税が課された者に扶養されている者 次に掲げる額

ア 外来療養を受ける場合 保険医療機関ごとに1日につき530円(その額が総医療費から条例別表第2第1号から第4号までに規定する額を控除した額を超える場合は当該控除した額とし、同一月、同一保険医療機関において5回以上診療を受けた場合における5回目以降の診療にあつては0円とする。)

イ 入院療養を受ける場合 保険医療機関ごとに1日につき1,200円(総医療費から条例別表第2第1号から第4号までに規定する額を控除した額が当該一部負担金の額に相当する額よりも少額の場合は、当該控除した額)

ウ 指定訪問看護を受ける場合 訪問看護ステーションごとに1日につき600円(総医療費から条例別表第2第1号から第4号までに規定する額を控除した額が当該算定した額に相当する額よりも少額の場合は当該控除した額とし、同一月、同一訪問看護ステーションにおいては6回以上指定訪問看護を受けた場合における6回目以降の指定訪問看護にあつては0円とする。)

(関係簿冊)

第6条 この事業を適正に行うため、次の簿冊を整備する。

- (1) 医療証の発行簿(様式第7号から様式第9号まで)
- (2) 医療費給付台帳(様式第10号)
- (3) その他必要とみとめるもの

附 則

- 1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

2 白鷹町乳児に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年規則第2号）及び白鷹町老人に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年規則第15号）は、昭和48年9月30日限り廃止する。ただし、現に助成を受けている老人医療及び乳幼児医療については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年11月10日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則（平成4年7月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則（平成8年7月1日規則第8号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月25日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の白鷹町医療給付事業に関する条例施行規則の規定に基づき交付された医療証については、当分の間、これを使用することができる。この場合において様式第4号から様式第5号による医療証中「

一部負担金について

外来の場合は月の初回受診日に老人保健法第28条第1項第1号の額と同額、入院の場合は同項第2号の額と同額を支払ってください。

不明の点は、市町村にお問い合わせください。

」とあるのは、「

負	外来時一部負担金：1日につき	530円
担	入院時一部負担金：1日につき	1,200円
す	入院食事療養にかかる負担額：1日につき	760円
る	訪問看護ステーション利用時：1日につき	250円

額	
---	--

」と、様式第4号の3による医療証中「(老人保健の一部負担金助成用)」とあるのは、「(老人 一部負担金無)」と読み替えるものとする。

附 則 (平成19年6月25日規則第24号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月25日規則第15号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月25日規則第9号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月25日規則第26号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日規則第22号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。